

福祉医療制度の見直しについて

制 度	区 分	外来	入院
老 人 (法別 41、42)	一般 (2割負担)	対象外	
	低所得区分Ⅱ	経過措置対象者 2割負担で 8,000 円まで	経過措置対象者 2割負担で 24,600 円まで
		2割負担で 8,000 円まで	2割負担で 24,600 円まで
	低所得区分Ⅰ	1割負担で 8,000 円まで	1割負担で 15,000 円まで
免 除	0 円	0 円	
乳 幼 児 (法別 80、81)	一般	経過措置対象者 1 保険医療機関等あたり 1 日 1,200 円まで(月 2 回)	経過措置対象者 1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 4,800 円まで
		1 保険医療機関等あたり 1 日 800 円 (月 2 回)	1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 3,200 円
	低所得者	1 保険医療機関等あたり 1 日 600 円まで (月 2 回)	1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 2,400 円まで
	免 除	0 円	0 円
母子家庭等 (法別 84、85)	一般	1 保険医療機関等あたり 1 日 600 円まで (月 2 回)	1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 2,400 円まで
	低所得者	1 保険医療機関等あたり 1 日 400 円まで (月 2 回)	1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 1,600 円まで
	免 除	0 円	0 円
重度障害者 (法別 43、44、82、83) 高齢重度障害者 (法別 58、59、68、69)	一般	経過措置対象者 1 保険医療機関等あたり 1 日 900 円まで (月 2 回)	経過措置対象者 1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 3600 円まで
		1 保険医療機関等あたり 1 日 600 円まで (月 2 回)	1 保険医療機関等あたり 1 割負担で 2400 円まで
	低所得者	1 保険医療機関等あたり 1 日 400 円まで (月 2 回)	1 保険医療機関等あたり 1 割負担 1600 円まで
	免 除	0 円	0 円

※市町単独制度により一部負担金が県助成制度と異なる市町があります。

※長期入院対策として、乳幼児、母子家庭等、重度障害者、高齢重度障害者の各医療費助成制度で、連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しません。給付方法は、県内の同じ保険医療機関等で連続入院した場合は、現物給付(4か月目以降の一部負担金を徴収しない。)とし、このほかは、市町での償還払いとなります。